

## 付 議 第 4 号

高知県立香北青少年の家の指定管理者の指定に関する議案に係る  
意見聴取に関する議案

令和元年12月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

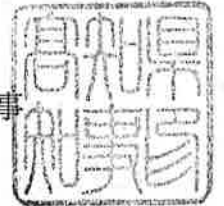
（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。



元高政企第 224 号  
令和元年 11 月 22 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和元年 12 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する  
意見について

令和元年 12 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 2 高知県立香北青少年の家の指定管理者の指定に関する議案
- 3 高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の指定に関する議案
- 4 令和元年度高知県一般会計補正予算（所管分）

第 号

高知県立香北青少年の家の指定管理者の指定に関する議案

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第9号）第13条第1項の規定により、次のとおり指定管理者として指定する。

令和元年12月 日提出

高知県知事 ●● ●●

- 1 施設の名称  
高知県立香北青少年の家
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
香美市香北町美良布1211番地  
株式会社香北ふるさとみらい
- 3 指定期間  
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

高知県立香北青少年の家の指定管理者の指定に関する議案説明

高知県立香北青少年の家の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるものである。

県立青少年教育施設の指定管理者の指定について（生涯学習課）

1 施設の概要

		香北青少年の家	高知青少年の家	青少年体育館
施設の所在地		香美市香北町吉野 1300	いの町天王北一丁目 14	いの町八田 1767
施設の概要		敷地面積 17,241 m <sup>2</sup> ・本館 鉄筋コンクリート2階 (S53 建築) 延床面積 1,002.65 m <sup>2</sup> ・別館 鉄筋コンクリート平屋 (S57 建築) 延床面積 295 m <sup>2</sup> ・研修棟 鉄筋平屋 (H6 建築) 延床面積 300.16 m <sup>2</sup> ほか 宿泊定員 126 名	敷地面積 3,127.28 m <sup>2</sup> 鉄筋コンクリート2階 (S63 建築) 延床面積 1,230.39 m <sup>2</sup>	敷地面積 7,925 m <sup>2</sup> 鉄筋コンクリート2階 (H3 建築) 延床面積 5,229.54 m <sup>2</sup>
利用者数	平成 28 年度	16,469 人 (7,481 人)	18,105 人	65,449 人
	平成 29 年度	15,129 人 (6,589 人)	21,203 人	70,484 人
	平成 30 年度	15,478 人 (6,570 人)	22,040 人	58,630 人

2 指定管理者制度を導入した目的（導入時期：H18.4）

民間事業者等が持つ能力やノウハウを活用して利用者サービスを向上していくことで、施設の設置目的を効果的・効率的に達成できると判断したもの。

3 これまでの指定管理者の状況 ※（ ）は応募団体数

指定期間	香北青少年の家	高知青少年の家及び青少年体育館
H18.4.1 から 3 年間	(株) 香北ふるさと公社 (2 団体)	(財) 高知県青年会館 (4 団体)
H21.4.1 から 3 年間	(株) 香北ふるさと公社 (1 団体)	(財) 高知県青年会館 (1 団体)
H24.4.1 から 3 年間	(株) 香北ふるさと公社 (1 団体)	(特非) 高知県青年会館 (1 団体)
H27.4.1 から 5 年間	(株) 香北ふるさとみらい (1 団体)	(特非) 高知県青年会館 (1 団体)

※ (株) 香北ふるさと公社は、H28.11 に (株) 香北ふるさとみらいに社名を変更

※ (財) 高知県青年会館は、H25 年度から (特非) 高知県青年会館に事業を承継

※ 高知青少年の家及び青少年体育館は、連携することで特色ある取組ができることから一括して指定管理を実施

4 指定管理者制度導入の効果

施設の一元的な管理（使用料の減免の許可を除く。）や、積極的な自主事業の企画・実施等により、施設の設置目的である青少年の健全育成等に効果的かつ効率的に取り組んでいる。

また、外部委員で構成する「青少年教育施設評価委員会」による、取組に対する評価や助言等に対しては、民間ならではの迅速性と柔軟性をもって対応し、サービスの向上につながっている。

<評価の概要>

香北青少年の家 (総合評価 A)	地域と連携した主催事業の実施や、「忍者大会」など人気事業の更なる拡充、親子のコミュニケーション力向上に効果的な親子体験事業の充実に取り組み、設置目的を十分に達成している。 また、事業参加者全員へのお礼状の送付や、利用者の希望に添った食事メニューの調整など、利用者へのきめ細かい気配りにより、利用者アンケートでも高い評価を得ている。
---------------------	--

高知青少年の家 (総合評価A)	<p>主催事業に親子参加型のプログラムや教育課程（授業）の一環となる事業を取り入れ、青少年の健全育成に取り組み、設置目的を十分に果たしている。</p> <p>また、「子どもたちが感動を体験し、楽しいと感じる施設」、「利用者から信頼される施設」、「職員自身がやりがいのある施設」を目指し、職員提案による事業開発や、企業研修や大学合宿など新規利用者層の取り込みにも力を入れており、利用者の増につながっている点が評価できる。</p>
青少年体育館 (総合評価A)	<p>中学校の職場体験実習の受入れや、いの町と連携したスポーツ大会の開催など、学校や地域と連携した取組のほか、女性向けトレーニング講習会の開催など利用者ニーズを踏まえた事業を展開し、施設の設置目的を十分に果たしている。</p> <p>また、職員が館内を清潔に保つよう心がけ、館外の草刈りや樹木の剪定を職員自ら行うなど、施設の老朽化を感じさせない清潔で安全な施設管理に尽力していることが評価できる。</p>

## 5 今回の指定議案について

	香北青少年の家	高知青少年の家及び青少年体育館
指定期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）	
指定管理者募集期間	令和元年8月30日～令和元年10月28日（60日間）	
指定管理者選定審査委員会	令和元年11月8日に開催	
応募団体数	1団体	1団体
指定しようとする団体	(株) 香北ふるさとみらい	(特非) 高知県青年会館
管理代行料（期間内総額）	207,833,000円	292,099,000円